

## SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務 評価基準書

### 1 目的

本基準は、SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

### 2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関する選定委員会が行う。

### 3 評価方法

#### (1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- ・費用見積金額が「SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関するプロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- ・「実施要領及び SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務委託に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

#### (2) 一次審査

- ・一次審査は、企画提案書の内容について書類審査し採点する。
- ・一次審査は「企画提案書」「提案価格」の項目により評価を行う。
- ・一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位 3 者程度を二次審査対象とする。

#### (3) 二次審査

- ・一次審査を通過した応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容の評価し、採点する。
- ・参加者が 1 者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が 60% 以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

#### (4) 第一優先交渉事業者の選出

一次審査及び二次審査における合計を総合評価点とし、応募事業者の順位付けを行う。総合評価点が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を次点事業者として選定する。なお、最高得点者が 2 者以上ある場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点事業者を選定する。

4 評価基準表

1 一次審査による審査項目(230点)		内容	配点
1 業務実績	類似業務実績	事業者として受託実績はあるか(本業務の類似業務に限定しない)。	10点
2 業務執行能力	提供体制	業務を実施する人員配置や実施体制は適切であるか	35点
	業務スケジュール	円滑に業務を進めることができるか。役割分担が明確であるか	
	事業理解	本業務の趣旨、現状と課題は理解できているか	
3 企画提案	ターゲット	ターゲットの設定は本事業の趣旨に沿っているか。	150点
	配信時期	広告配信のスケジュールは現実的で妥当か。	
	広告媒体	効果的で適切な広告媒体の提案がなされているか。	
	配信手法	使用する媒体の特性が活かされるよう配慮されており、効果的な手法を提案しているか。	
	配信の内容	当該ターゲットの関心を引き、訴求できるような工夫がなされているか。	
	動画視聴への誘導	本プロモーション動画視聴(市公式 Youtube チャンネル、ランディングページ)への誘導を意識した提案となっているか。	
	広告素材の内容・活用方法	適切な広告素材を提案しており、活用方法は明確かつ効果的か。	
	目標設定	広告配信の目標設定に関する提案内容は適切か。	
	効果測定・分析	広告配信の効果測定・分析に関する提案内容は適切か。	
	目的達成	本市の認知拡大が見込める提案内容となっているか。	
提案内容の適正性	提案内容は本事業の目的や方向性に沿う提案であるか。		
4 独自提案	独自提案の優位性	業務目的を達成するために効果的な内容、方法など本市にとって有益な提案事項はあるか。	15点
5 提案価格	妥当性・費用対効果		20点
2 二次審査による審査項目(230点) ※同上		内容 ※同上	※同上

上記の評価基準表における一次審査及び二次審査での合計を総合評価点とする。

以上